

薬物乱用防止教室を実施しました

本日、少年の犯罪・被害防止の一環として、薬物の危険性についての教室を実施いたしました。

【大麻について】

大麻事犯検挙人員は、平成26年以降増加が続き、令和3年も過去最多となった前年を大幅に上回り、特に若年層を中心とした大麻の乱用拡大が問題となっています。

近年、大麻を始めとした違法薬物の売買に、SNSが悪用されています。捜査機関による取締りを免れるため、大麻を意味する隠語を使って、大麻の購入を促す投稿が多数見受けられます。大麻の所持・売買は違法行為です。違反者には重い刑罰が科せられる可能生があります。その場の雰囲気や友達などの誘いで大麻に手を出してはいけません。大麻は国際条約に基づいて日本の法律で規制され、人体へ悪影響を及ぼすほか、組織的な大麻栽培が暴力団組織の資金源となっていることもうかがわれます。

【危険ドラッグについて】

「合法ハーブ」「お香」「アロマ」等と称して販売されていますが、これらには麻薬や指定薬物の違法な薬物が含まれている例もあり、使用、所持等は犯罪となります。危険ドラッグは、覚醒剤、麻薬、大麻等規制薬物の科学構造に似せて作られており、規制薬物と同等以上の作用を有する成分を含む商品も多く、極めて危険です。

覚醒剤を始めとする規制薬物等の使用により、一時的に頭がさえる、神経が興奮するというような感覚を得たように感じられることがあります、精神や身体には様々な障害が生じ、精神と身体の両面が破壊されます。

また、薬物乱用は乱用者本人のみならず、家族や友人等の周囲の人、更には社会全体に害悪を及ぼす重大な犯罪です。覚醒剤、麻薬等を使用、所持するなどの行為は、法律により禁止されており、違反者には重い刑罰が科せられます。

以上のことふまえ、薬物を乱用することによる社会や人体への悪影響と危険性について、スライドやDVDを使用し、「一度だけなら…」が抜けられなくなる薬物の入り口であることを伝えました。

ご家庭でも、本日の教室でのことを話題にしていただき、「**薬物には絶対に手を出さない**」ということを、保護者の方からも伝えてください。よろしくお願ひします。

●少年相談について～一人で悩まないで一緒に解決しましょう～



ヤングテレフォン 延岡警察署 Tel0982-21-7874(毎日24時間対応)

宮崎県警察本部 Tel0985-23-7867(午前9時から午後5時45分まで)